

食品等の流通の合理化に関する基本方針

(平成30年10月17日農林水産省告示第2279号)

第1 食品等流通合理化事業を実施しようとする者が講ずべき措置

1 食品等の流通の合理化の視点（法第1条及び第3条第1項関係）

食品等の流通においては、消費の面では、生鮮品のままでの需要が減少し、加工食品や外食での需要が拡大するほか、価格のみならず品質、衛生等への関心が高まっている。また、流通の面では、小売店の大規模化が進展し、インターネットでの通信販売や産地直売の拡大等の多様化が進んでいるほか、人手不足に伴い輸送手段の確保にも支障が生じてきている。

このため、国民生活に欠かすことのできない食品等を適正な価格で安定的に供給するためには、農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしている食品等の流通について、食品等流通事業者の創意工夫をいかした合理化を図り、食品等の付加価値の向上や新たな需要の開拓を実現することにより、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与することが期待されている。

2 措置の方向性（法第4条第2項第1号関係）

食品等の流通を取り巻く最近の情勢に鑑みると、食品等流通事業者は、その創意工夫を発揮し、必要に応じて関係事業者と連携して食品等の流通の合理化に取り組む必要がある。

(1) 食品等の流通の効率化に関する措置（同号イ関係）

食品等の流通は、主にトラック輸送に依存しているが、産地が消費地から遠隔に位置しているほか、出荷量が天候に左右されやすい、輸送段階でも冷蔵等の温度管理が必要である等、輸送上の負荷が大きい。特に近年では、産地での集荷や消費地での荷降ろしの際のドライバーの待ち時間の長期化、手積み、手降ろし等の荷役作業の負担等が課題となっており、トラックドライバーの人手不足と相まって、流通コストの上昇要因になるのみならず、食品等の輸送自体が立ち行かなくなるおそれがある。

このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等の流通の効率化を図ることが期待される。

① 産地では、段ボールや紙袋のばら積みから、段ボール等をパレットに載せた荷姿で出荷し、消費地まで一貫してパレット輸送を行うよう転換する。

また、各産地の出荷量の変動中でも集荷量を予測し、これに合ったトラックを手配して効率的なルートを通して集荷できるよう、情報通信技術を活用した効率的な集荷システムを構築する。

② 産地から消費地への輸送に当たっては、集荷場、卸売市場等の既存施設をストックポイントとして活用し、複数の荷主の荷物を共同輸送することによりトラックの積載率を高め、幹線輸送の効率性を高める。

また、産地から消費地までが遠隔な場合には、トラック輸送から鉄道輸送又は船舶輸送に切り替えて長距離輸送を効率的に行うモーダルシフトを実施する。

③ 消費地では、物流拠点での荷降ろしに当たり、トラックドライバーの待ち時間を最小化できるよう、情報通信技術を活用したトラック予約受付システムを構築する。

また、小売店等への多頻度かつ少量の輸送に当たり、複数の小売店等の荷物を共同輸送することにより、輸送の効率性を高める。

④ 以上のほか、インターネット通販、宅配等の販売ルートが多様化する中で、取引自体は産地が自らに有利な販売ルートを選択する一方、物流は個別輸送を抑制して幹線輸送に集約することにより、輸送の効率性を高める。

- (2) 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置（同号ロ関係）
食品等に係る消費者のニーズは、近年、価格の安さや国産志向のほか、鮮度等の品質、安全性等に向かっている。

このため、食品等流通事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づきHACCPに沿った衛生管理等の実施が求められているほか、次のような取組を実施し、食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化を図ることが期待される。

- ① 産地の集荷場や加工業者の加工施設等において、出荷物を輸送する際に用いるパレットや容器に電子タグ等を添付し、冷蔵保管施設等での温度管理、物流施設等での出荷管理等を行う。
 - ② 卸売市場等の物流施設において、低温卸売場や冷蔵保管施設等を整備し、コールドチェーンを確保する。
- (3) 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置（同号ハ関係）
近年、情報通信技術その他の技術は急速に進展し、人工知能(AI)、モノとインターネットを接続して相互に制御するモノのインターネット(IoT)、様々なデータを連結して保管するブロックチェーン技術等の利用が進みつつあり、食品等の流通においてもAIによる需要予測に合わせた商品提供等が見込まれる。

このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等の流通における情報通信技術等の技術の利用を図ることが期待される。

- ① AI、ビッグデータ等を通じた需要予測を活用し、食品等の供給時期、供給先、供給量等のマッチングを行う。
 - ② IoT等を活用し、効率的な集荷システムやトラック予約受付システムを構築するほか、ロボット等を活用することにより荷積み、荷降ろし等の荷役作業の負担を軽減する。
- また、電子タグを活用して受発注、在庫状況、決済等の商品管理を効率化する。
- ③ 商品管理にブロックチェーン技術等を活用し、誰がいつ関与したか等を明らかにすることにより、食品等のトレーサビリティを確保する。
 - ④ 画像解析技術等を活用し、個体格差の大きい生鮮食料品等であってもインターネットでの通販、宅配等の事業を効率化する。
- (4) 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置（同号ニ関係）

国内では、単身世帯、高齢者世帯、共働き世帯等の増加に伴い生活様式が変化し、外食、中食、加工食品等へのニーズが高まっているほか、小売段階での食品等の小分け、少量化等が求められている。また、国内人口が縮小傾向にある中で食品等の販路を拡大していくためには、食品等の輸出に積極的に取り組む必要がある。

このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等に係る国内外の需要への対応を図ることが期待される。

- ① 外食等の原材料の需要等に応えるため、実需者との契約取引による長期にわたる安定的な供給を行う。
 - ② 単身世帯、高齢者世帯等の小分け需要に応えるため、生鮮食料品等のカット、食品等の少量化等、即消費される形での供給を行う。
 - ③ 国外の需要に合った品揃えでまとまった量の輸出を行うため、保冷施設等を備えた輸出拠点となる物流施設の整備等を行う。
- (5) その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（同号ホ関係）
以上のほか、食品等の流通をめぐる環境は急速に変化している。このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、こうした変化に迅速に対応することが期待される。

- ① 災害等に伴い食品等の流通に支障が生じる事態が発生している。緊急事態に備え、事業継続計画(BCP)の策定のほか、地方公共団体との食品等の供給に関する連携協定の締結等を行う。
- ② 訪日外国人旅行者の消費需要を幅広く吸収するとともに、消費傾向等をビッグデータとして蓄積する等の手段として、キャッシュレスの決済サービスが注目を浴びている。食品等の流通においても、キャッシュレス決済の進展により、レジ作業の効率化、需要予測に基づく品揃え等が可能となる。こうした変化を踏まえ、キャッシュレス決済を積極的に取り込むとともに、業界ごとや課題ごとに共通のプラットフォームとして情報ネットワークを構築し、早期かつ安価に刷新していく。
- ③ 国際連合の持続可能な開発目標(SDGs)では、2030年までに達成する取組として、廃棄物の発生防止、削減等を掲げている。こうした変化を踏まえ、輸送段階ではコンテナ流通、販売段階ではパッキングを省略したばら売り等を通じてプラスチック利用を削減する。

第2 その他食品等の流通の合理化に関し必要な事項

食品等流通合理化計画の認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

- ① 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付け（法第7条関係）
施設整備等に係る長期かつ低利の資金調達を支援する。
- ② 株式会社日本政策金融公庫の債務保証（法第8条関係）
海外で事業を展開する場合、海外の現地金融機関からの資金調達を円滑化する。
- ③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資等（法第9条から第12条まで関係）
食品等流通合理化事業等支援基準に照らして適切な食品等流通合理化事業を出資等により支援する。
- ④ 食品等流通合理化促進機構の債務保証（法第16条から第26条まで関係）
国内の民間金融機関からの資金調達を円滑化する。